

事例	処置
<p>竹刀を落とす</p> <p>① 竹刀が床につく。</p> <p>② 床に竹刀が落ちてはいないが、両手から離れ 試合者の体に挟まっている状態。</p> <p>③ 相手に竹刀をはねあげられて（引っ掛けられて） 落とした。</p>	<p>① ②</p> <p>*竹刀操作が不能であるか可能であるかを見極め、床に落ち なくとも反則事項に該当する場合がある。</p> <p>*転倒した場合と同様にすぐに「止め」をかけずに、試合者 の一打があるかないかを見る。ただし、幼少年や高齢者の 試合では、危険防止の観点からすぐに「止め」が望ましい。</p> <p>*「止め」の宣告前や宣告と同時に、条件にかなった打突が 行われた場合は有効打突になる。</p> <p style="text-align: right;">【剣道試合・審判細則】第11条1号</p> <p>③</p> <p>*竹刀を落とす目的の行為とみなされれば、不当な行為とし て相手の反則とする。 【運営要領の手引き】P34</p> <p>*相手の竹刀を払って打突するなど、打突に結びつく行為で あれば 反則としない。</p>
<p>有効打突の判定で表示の結果、二人が有効打突と認めな かったが、その直後の打突について一人だけ表示をした が、他の二人は、見過ごしてしまった。</p>	<p>*合議の上、表示を確認する。この場合、主審が気づいてい ない場合は、副審または審判主任が「止め」「合議」を速や かにかける確認をする。</p> <p>*「合議」後の旗の表示は、主審のみ。</p> <p style="text-align: right;">【運営要領の手引き】P34</p>
<p>時計係の試合終了の合図に気づかず、有効打突を判定し てしまった。</p>	<p>*審判主任は、速やかに確認の上、主審に終了を伝え、有効 打突としない。</p> <p style="text-align: right;">【剣道試合・審判細則】第25条2号</p>
<p>時計係が誤って終了の笛をならした。</p>	<p>*審判主任が確認し、残り時間が判明すれば両監督に説明し、 了承のうえ継続して試合を再開する。</p>
<p>有効打突の確認（錯誤）</p>	<p>*合議の上、表示を確認する。この場合、主審が気づいてい ない場合は、副審または審判主任が「止め」を速やかにか ける確認をする。</p> <p>*「合議」後の旗の表示は、主審のみ。</p> <p style="text-align: right;">【運営要領の手引き】P34</p>
<p>代表者戦の通告</p>	<p>*代表者戦は、審判主任が両監督に通告し、代表選手を審判 主任に報告させる。</p>

<p>団体戦において登録選手と違う選手が出てきて、試合を開始した</p>	<p>*その選手を負けとして相手に2本与える。また、その後の試合を継続することはできない。</p> <p>【剣道試合・審判規則】第19条 不正用具使用に準ずる</p> <p>*幼少年の大会に起こることが多いので、試合が成立する前に監督および審判主任・コート主任が確認することが大切である。また、必要に応じて両監督の了承を得て教育的処置をすることも大切である。</p> <p>*団体戦の掲示方法は、左から先鋒→大将の順である。</p> <p>【付 剣道試合・審判運営要領】P19</p>
<p>監督からの異議申し立て</p> <p>「何人も、審判員の判定に対し、異議申し立てはできない。」</p> <p>【剣道試合・審判規則】第35条</p> <p>「監督は、この規則の実施に関して疑義ある時は、その終了までに、審判主任または審判長に対して、異議申し立てることができる。」</p> <p>【剣道試合・審判規則】第36条</p>	<p>*異議申し立ては、審判主任または審判長が受付、その内容を主審に伝え疑義の内容を合議させる。その後、その結果を審判主任または審判長が監督に伝える。監督と審判員は直接接させない。</p>
<p>「赤が先の小手を打ち、白がそれに小手を相打ちにして面を打った」</p> <p>①主審が白の面、両副審が赤の小手を挙げた。</p> <p>②主審は錯誤の確認の意味で合議を掛け有効打突の確認をした。</p> <p>③白監督より異議申し立てが主任にあったが、②の確認を待って、受け付けた。</p> <p>④異議申し立ての内容が「有効打突」の判定そのものであったので、主任は白監督に受け付けられない旨を回答した。</p> <p>⑤白監督は、納得せず次の対戦をボイコットした。</p> <p>⑥主審はボイコットさせた選手を除いた選手を整列させ、「相互の礼」をさせ終了させた。</p>	<p>*主審および主任の処置は適切であったが、⑤その処置になお納得しないで対戦をボイコットした行為については、審判長より指導が必要である。</p>
<p>二刀流の鏝競り合い</p>	<p>*小刀を下に、大刀を上として二刀を交差しているか。</p> <p>【運営要領の手引き】P18</p> <p>*小刀で相手の竹刀を抑えている場合は、反則行為とみなす。</p>
<p>小刀の有効打突</p>	<p>*大刀で相手の大刀を制している場合で、打った方の肘がよく伸び、十分な打ちで条件を満たしていることを必要条件とする。但し、鏝競り合いでの小刀の打突は原則として有効としない。</p> <p>【運営要領の手引き】P17</p>